

第3期

東洋町まち・ひと・しごと創生総合戦略

【2025年度～2029年度】

【2025年度版】



2025年3月策定

目次

第1部 東洋町人口ビジョン

第1章 「東洋町人口ビジョン」の考え方

第1節 策定の背景と趣旨 |

第2節 東洋町人口ビジョンの位置づけと対象期間 |

第2章 東洋町の現状と目指すべき方向

第1節 東洋町の現状 2

第2節 東洋町の目指すべき方向と人口の将来展望 7

第2部 東洋町まち・ひと・しごと創生総合戦略

第1章 基本的な考え方 9

第2章 基本目標 10

第3章 基本目標の実現に向けた取組

1. 総合戦略の構成 10

2. 基本目標の個別取組 11

基本目標1 魅力ある安定したしごとを創出する

【1-1 農林水産業振興】 11

【1-2 地域産業の強化・雇用機会の創出】 12

基本目標2 新しいひとの流れをつくる

【2-1 移住促進】 13

【2-2 観光振興】 15

基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

【3-1 結婚支援】 17

【3-2 出産の支援】 19

【3-3 子育ての支援】 20

基本目標4 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、

地域と地域を連携する

【4-1 地域で支えあう協働のまちづくり】 22

【4-2 南海トラフ地震に負けないまちづくり】 25

第1部 東洋町人口ビジョン

第1章 「東洋町人口ビジョン」の考え方

【第1節 策定の背景と趣旨】

現在、国内の人口は平成21年（2009年）から減少の一途をたどっており、今後さらに減少することが予測されています。少子高齢化も急速に進行しており、令和2年（2020年）時点で、日本の総人口に占める65歳以上の割合は28.8%に達しています。一方で、出生率は令和4年（2022年）時点で1.26人と、人口を維持するために必要とされる2.07人を大幅に下回っています。また、地方における若年層の人口減少の主な要因は「都市部への流出」であり、「東京圏」と呼ばれる東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県への人口集中が続いていることが、地方の過疎化を深刻化させる大きな要因となっています。地方の人口減少が今後も加速することで、担い手不足や地域産業の衰退、さらには地域コミュニティの縮小など、住民生活にさまざまな影響を及ぼすことが懸念されます。

これらの課題を解決するため、各自治体では「地方人口ビジョン」および「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定される「地方版総合戦略」の策定が求められています。東洋町（以下、「本町」という。）においても、国や県と連携しながら、まち・ひと・しごと創生に取り組んでいく必要があります。

以上を踏まえ、「東洋町人口ビジョン」では、本町の人口の現状を分析し、今後の方向性や将来展望を示すとともに、長期的な目標人口を設定し、人口減少抑制に向けた施策の基礎資料とします。また、住民との認識共有を通じて、人口減少問題や本町の未来についての議論を深めることを目指します。

【第2節 東洋町人口ビジョンの位置づけと対象期間】

「東洋町人口ビジョン」は、本町の人口の現状を分析し、人口に関する住民の認識を共有するとともに、今後の人口変動が地域の将来に与える影響や目指すべき方向性を提示するものです。

長期的な視点に立った展望を行うため、本町の人口ビジョンの対象期間は、国の長期ビジョンの期間である令和42年（2060年）までとします。ただし、国の政策転換や、本町における社会情勢の変化など、人口に大きな影響を及ぼす要因が発生した場合には、適宜見直しを行います。

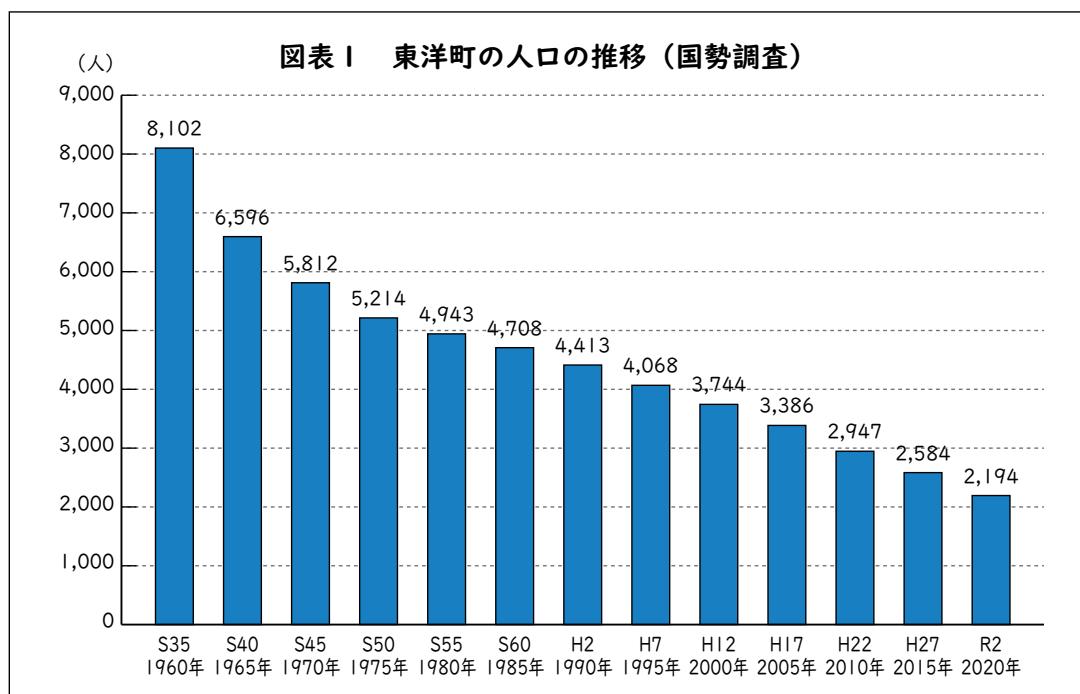
第2章 東洋町の現状と目指すべき方向

【第1節 東洋町の現状】

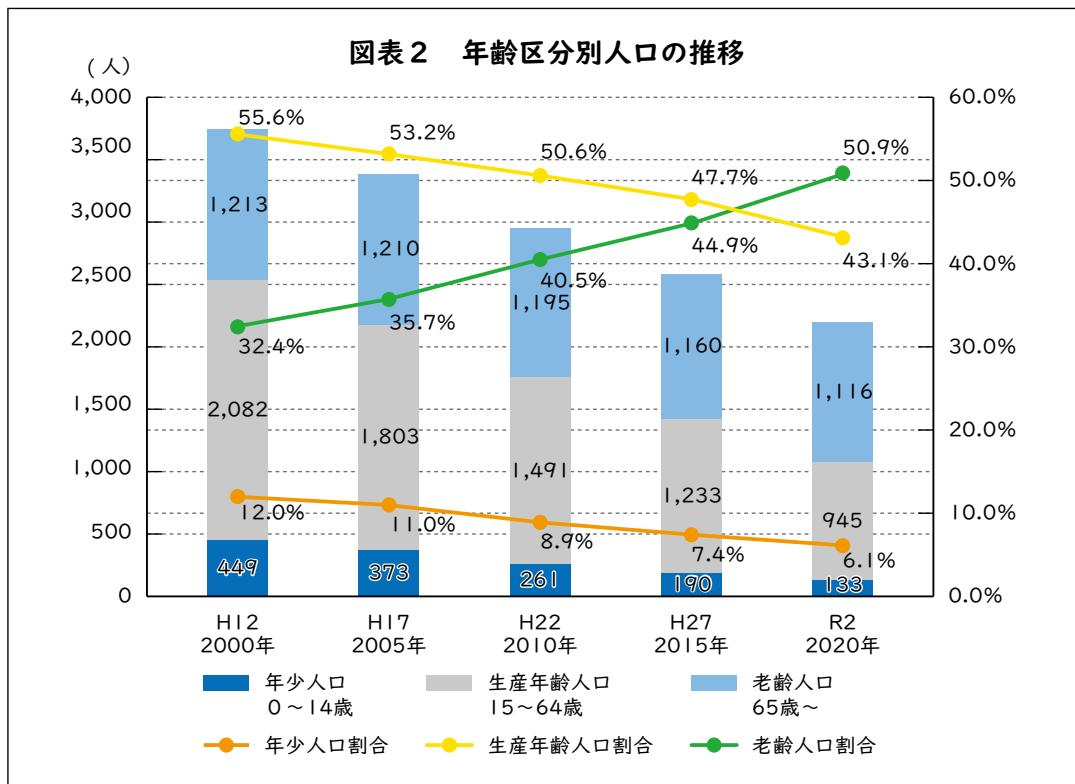
① 人口及び年齢区分別的人口の状況

国勢調査（図表1）によると、本町の人口は、町制施行1年後の昭和35年（1960年）に8,102人でピークを迎えた後、減少し続けています。20年後の昭和55年（1980年）には5,000人を下回り、平成7年（1995年）にはピーク時の半数となる4,068人まで減少しました。さらに、令和2年（2020年）には2,194人となっています。特に、平成に入ってから減少スピードが加速しており、平成12年（2000年）以降の約20年間で約1,500人以上の人口減少が見られます。

また、平成12年（2000年）以降の年齢区分別人口の推移（図表2）を見ると、0歳から14歳までの年少人口および15歳から64歳までの生産年齢人口の割合は減少し続けており、65歳以上の老人人口の割合は増加し続けています。令和2年（2020年）には老人人口の割合が50.9%に達し、全国平均の29.1%（令和5年10月1日時点）を大きく上回る状況です。このことから、本町では少子化と生産年齢人口の減少が進む一方で、老人人口の割合が急増していることが明確に表れています。



資料：国勢調査



資料：国勢調査

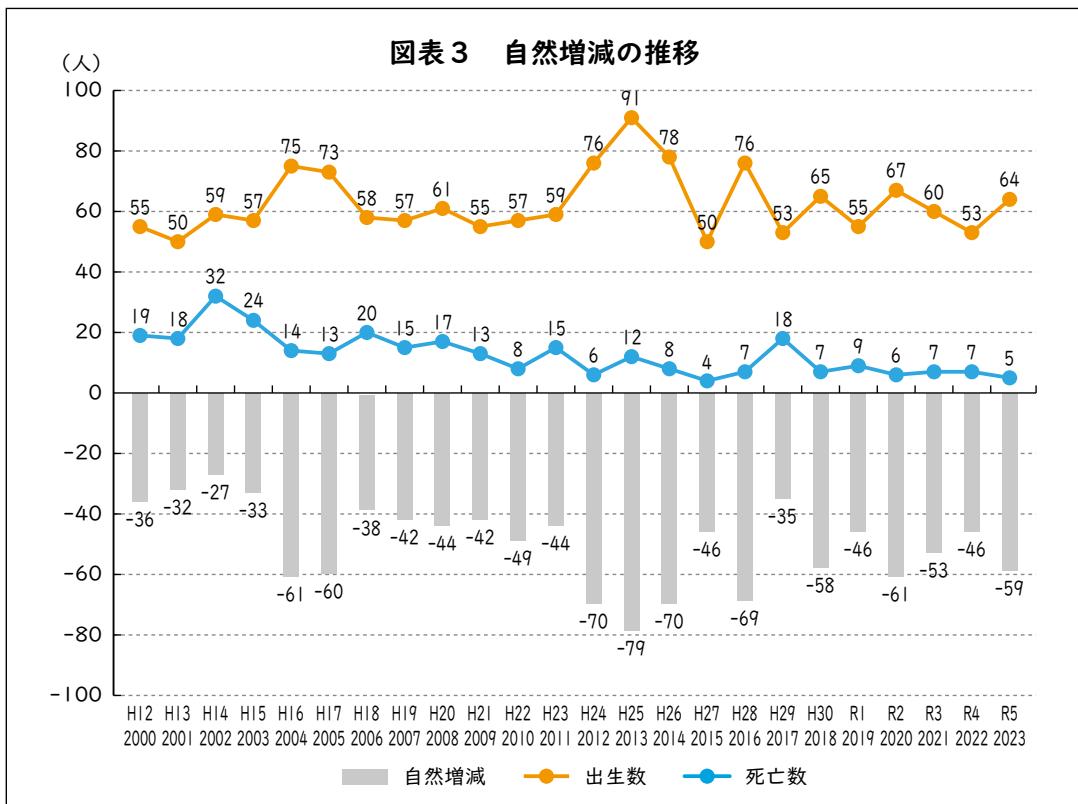
② 自然増減の状況

平成12年（2000年）以降の住民基本台帳データ（図表3）で本町の自然増減（出生数－死亡数）の推移を見ると、一貫して自然減が続いていることがわかります。

平成12年（2000年）の出生数は19人で、その後も20人前後を推移していましたが、平成22年（2010年）以降は10人を下回る年が増え、平成30年（2018年）以降は、一桁台の出生数が続いています。

一方、死亡数は平成12年（2000年）の55人から増加傾向にあり、平成25年（2013年）の91人をピークにその後も50人以上の水準が続いており、高齢化に伴い死亡数が高止まりしている状況です。

この結果、自然増減は平成12年（2000年）以降、一貫して自然減が続いており、平成16年（2004年）以降は減少幅が拡大しています。特に平成25年（2013年）には年間79人の自然減を記録し、令和5年（2023年）も59人の減少となっています。



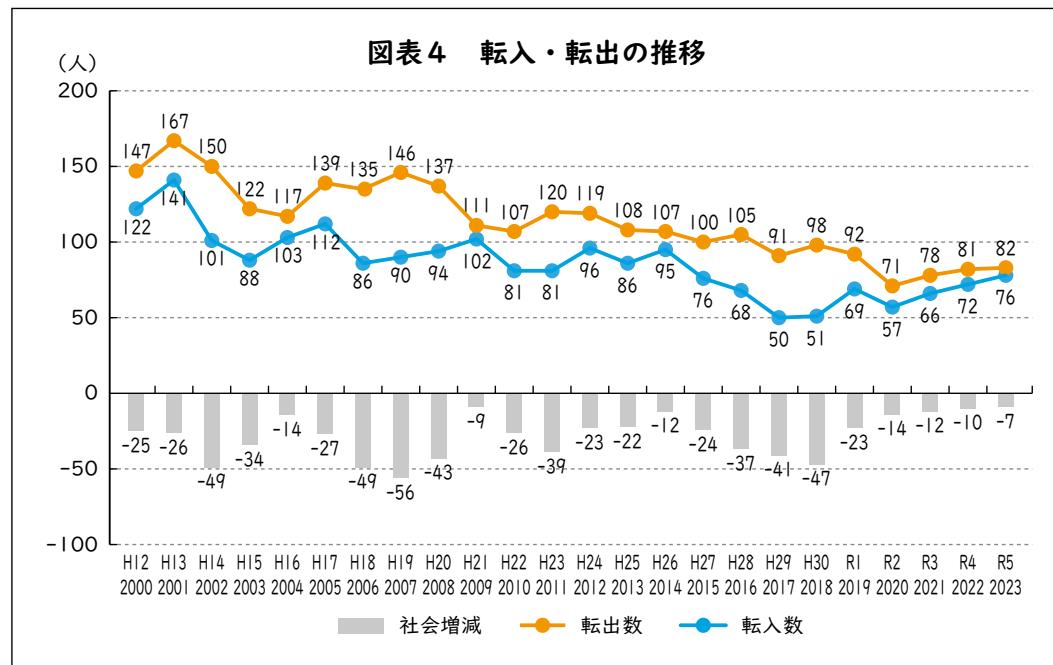
資料：住民基本台帳

③ 社会増減の状況

平成12年（2000年）以降の本町における社会増減（転入者数－転出者数）の推移（図表4）を見ると、平成13年（2001年）以降、転入者数は減少傾向にあり、平成18年（2006年）には86人と100人を下回る水準に落ち込みました。その後は概ね90人前後で推移しますが、平成27年（2015年）以降はさらに減少し、平成29年（2017年）には50人まで低下しました。

一方、転出者数は平成13年（2001年）の167人をピークに平成28年（2016年）までは100人を超える水準で推移し、その後は若干の変動を見せながらも、全体的に100人前後の水準を維持しています。

この結果、本町の社会増減は長年にわたってマイナスが続いており、平成12年（2000年）以降、一貫して社会減となっています。特に平成19年（2007年）には56人の社会減を記録し、その後も社会減の状態が続いている。しかし、近年では転入者数と転出者数の差が縮小し、令和5年（2023年）には社会減は7人まで改善しています。このことから、本町では依然として転出超過の状況が続いているものの、転入者数の増加により近年はその傾向が緩和されつつあることが分かります。



資料：住民基本台帳

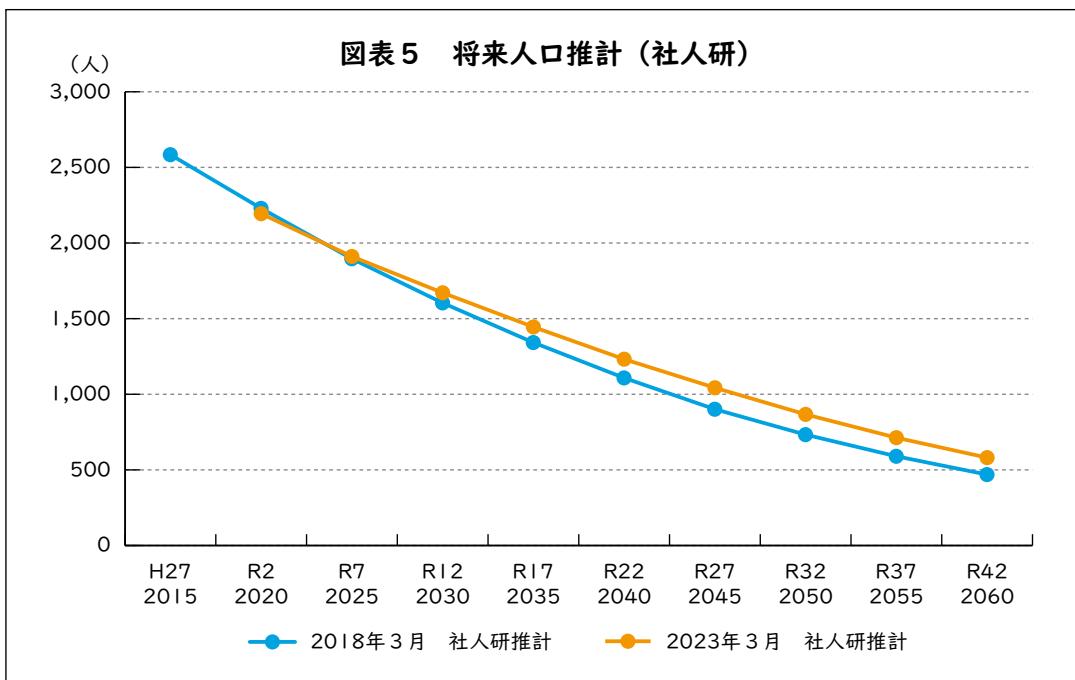
④ 人口減少・少子高齢化による影響

本町では自然減と社会減の影響により、急速に人口減少が進行しています。また、年齢区分別人口（図表2）を見ると、老人人口の割合が年々増加しており、少子高齢化に歯止めがかかる状況が続いています。人口減少や少子高齢化が進行すると地域内の消費が減少し、小売・飲食・医療機関等の生活関連サービスの縮小や、それに伴う雇用機会の減少を招きます。さらに、農業や水産業などの地域に根差した一次産業の担い手が不足し、地域産業の衰退を引き起こします。

また、人口規模の縮小により税収が減少すると町の財政が一層厳しくなり、学校や医療・福祉分野などの行政サービスの維持にも影響を及ぼす可能性があります。このように、人口減少と少子高齢化は、本町の経済、生活環境、行政サービスに広範囲な影響を及ぼす重要な課題といえます。

⑤ 東洋町の将来人口の推計

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の将来人口推計を図表5に示します。2023年3月推計によると、本町の人口は2030年（令和12年）には1,671人、2040年（令和22年）には1,232人、2060年（令和42年）に581人まで減少すると推計されています。2018年3月推計に比べて、2023年3月推計では各年の人口が上方修正されており、人口減少のペースが従来の予測よりも緩やかになったことが示されています。



	〔単位(人)〕											
	平成27年 2015年	令和2年 2020年	令和7年 2025年	令和12年 2030年	令和17年 2035年	令和22年 2040年	令和27年 2045年	令和32年 2050年	令和37年 2055年	令和42年 2060年		
2018年3月 社人研推計	2,584	2,229	1,896	1,604	1,342	1,108	901	733	590	469		
2023年3月 社人研推計	—	2,194	1,911	1,671	1,445	1,232	1,043	867	713	581		

資料：内閣府地方創生推進室から提供されたワークシートに基づき作成

【第2節 東洋町の目指すべき方向と人口の将来展望】

(1) 目指すべき方向

本町の人口は一貫して減少し続けており、少子高齢化も年々進行しています。特に若い世代の人口減少は地域の担い手不足を引き起こし、将来的に社会・経済の両面で深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。

このような状況を克服し、活力あるまちづくりを進めるためには、魅力的で安定したしごとを創出し、新しいひとの流れを生み出すことが重要です。また、これと同時に時代の流れに合った地域づくりを進め、若い世代が安心して結婚・出産・子育てができる環境を整えることも求められます。これは、町民全体が安心して暮らし続けることのできるまちづくりにもつながります。

よって東洋町は、

「誰もが安心・安定してくらせる、若者が活躍できるまち」

を目指します。

(2) 人口の将来展望

人口の将来展望を検討するにあたり、「出生に関する仮定値（出生率）」と「移動に関する仮定値（社会増減）」を設定します。出生に関する仮定値では若い世代の結婚・出産・子育ての環境整備により出生率の向上を目指します。また、移動に関する仮定値では移住・定住促進の取り組みを強化することにより、15～64歳の生産年齢人口の割合の増加、特に34歳までの若年層の増加を目指し、社会増への転換を図ります。

① 「出生に関する仮定値」について

高知県が策定した「高知県元気な未来創造戦略」（令和6年3月）における目標値と同様に2040年（令和22年）に出生率が2.07まで段階的に回復し、2050年（令和32年）以降は2.27まで上昇することを目指します。

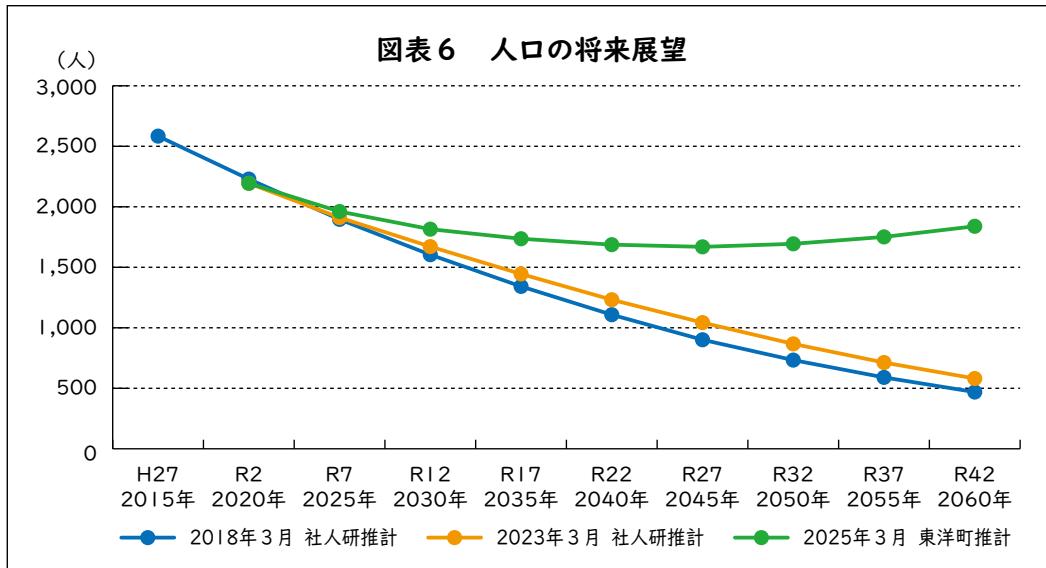
	令和7年 2025年	令和12年 2030年	令和17年 2035年	令和22年 2040年	令和27年 2045年	令和32年 2050年	令和37年 2055年	令和42年 2060年
合計特殊 出生率	1.7	1.7	1.7	2.07	2.07	2.27	2.27	2.27

② 「移動に関する仮定値」について

移住促進の取り組みを強化することにより、転入者が増加することを前提として、2035年（令和17年）に社会増が年間20人まで段階的に上昇することを目指します。

	令和7年 2025年	令和12年 2030年	令和17年 2035年	令和22年 2040年	令和27年 2045年	令和32年 2050年	令和37年 2055年	令和42年 2060年
社会増減 (人)	0	10	20	20	20	20	20	20

③ 人口の将来展望



〔単位(人)〕

	平成27年 2015年	令和2年 2020年	令和7年 2025年	令和12年 2030年	令和17年 2035年	令和22年 2040年	令和27年 2045年	令和32年 2050年	令和37年 2055年	令和42年 2060年
2018年3月 社人研推計	2,584	2,229	1,896	1,604	1,342	1,108	901	733	590	469
2023年3月 社人研推計	—	2,194	1,911	1,671	1,445	1,232	1,043	867	713	581
2025年3月 東洋町推計	—	2,194	1,961	1,815	1,736	1,687	1,669	1,694	1,751	1,839

資料：内閣府地方創生推進室から提供されたワークシートに基づき作成

図表7 社人研推計（2023年3月）

	令和2年 2020年	令和7年 2025年	令和12年 2030年	令和17年 2035年	令和22年 2040年	令和27年 2045年	令和32年 2050年	令和37年 2055年	令和42年 2060年
総人口(人)	2,194	1,911	1,671	1,445	1,232	1,043	867	713	581
年少人口 割合(%)	133 6.1	86 4.5	70 4.2	57 4.0	50 4.0	41 4.0	31 3.6	22 3.1	16 2.8
生産年齢人口 割合(%)	945 43.1	797 41.7	645 38.6	530 36.7	418 33.9	326 31.2	249 28.7	208 29.2	161 27.8
老人人口 割合(%)	1,116 50.9	1,028 53.8	956 57.2	858 59.4	764 62.1	676 64.8	587 67.7	483 67.7	403 69.5

資料：内閣府地方創生推進室から提供されたワークシートに基づき作成

図表8 東洋町推計（2025年3月）※仮定値採用

	令和2年 2020年	令和7年 2025年	令和12年 2030年	令和17年 2035年	令和22年 2040年	令和27年 2045年	令和32年 2050年	令和37年 2055年	令和42年 2060年
総人口(人)	2,194	1,961	1,815	1,736	1,687	1,669	1,694	1,751	1,839
年少人口 割合(%)	133 6.1	108 5.5	135 7.4	181 10.4	225 13.4	267 16.0	315 18.6	346 19.8	379 20.6
生産年齢人口 割合(%)	945 43.1	831 42.4	738 40.7	720 41.5	732 43.4	778 46.6	847 50.0	968 55.3	1,087 59.1
老人人口 割合(%)	1,116 50.9	1,022 52.1	942 51.9	835 48.1	730 43.3	624 37.4	532 31.4	436 24.9	374 20.3

資料：内閣府地方創生推進室から提供されたワークシートに基づき作成

以上のことから、本町の人口の将来展望は2060年（令和42年）に1,800人とします。

第2部 東洋町まち・ひと・しごと創生総合戦略

第1章 基本的な考え方

(1) 策定趣旨

地方における人口の急減や少子高齢化といった日本の喫緊の課題に対応するため、平成26年（2014年）11月に「まち・ひと・しごと創生法」が成立しました。本町においても、平成28年（2016年）3月に「東洋町まち・ひと・しごと総合戦略」、令和2年（2020年）3月に「第2期東洋町まち・ひと・しごと総合戦略」を策定し、地方創生に取り組んできました。

本町の総合戦略は、人口ビジョンを踏まえ、地方創生を計画的かつ効果的に推進するための基本目標や施策の基本方針、それに基づく事業を取りまとめたものです。令和6年度（2024年度）までの期間において、これらの施策を通じて地方創生の実現を目指しています。

「第2期東洋町まち・ひと・しごと総合戦略」の策定後、国はデジタル技術を活用した地域課題の解決や地域の魅力向上を目的として、令和4年（2022年）12月に「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定しました。これを受け、本町においても、これまでの総合戦略にデジタルの力を取り入れ、新たな時代の変化に対応した地方創生の取り組みを進めていく必要があります。そこで、令和7年度（2025年度）から始まる新たな総合戦略として、「第3期東洋町まち・ひと・しごと創生総合戦略 2025」を策定し、地方創生をさらに推進していきます。

(2) 計画期間

令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間

(3) 総合戦略の位置づけ

本総合戦略は、「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年11月28日法律第136号）に基づき、国および高知県の総合戦略との整合性を図りながら策定します。また、総合戦略に位置付けた具体的な事業の実施については、国や県の動向、住民のニーズ、本町の財政状況などを総合的に勘案し、地方創生に資するより効果的な事業から優先的に取り組むこととします。

(4) 推進体制と効果検証（PDCAサイクル）

本総合戦略の推進にあたっては、関係機関との連携を強化するとともに、副町長を本部長とする「東洋町まち・ひと・しごと創生推進本部」が中心となり、町各課の意識共有や施策の横断的な連携のもと、切れ目のない施策展開を推進します。

本総合戦略の実効性を高めるため、住民代表、産業界、教育、行政、金融機関などで構成する「東洋町まち・ひと・しごと創生有識者会議」において、各施策の進捗状況や重要業績評価指標（KPI）の効果検証を行い、総合戦略を着実に推進していきます。

第2章 基本目標

「第2期東洋町まち・ひと・しごと総合戦略」で目標に設定した施策を改良、また人口ビジョンで定めた長期的な目標人口達成のため、下記のとおり基本目標を設定します。

- ・基本目標1 魅力ある安定したしごとを創出する
- ・基本目標2 新しいひとの流れをつくる
- ・基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ・基本目標4 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

第3章 基本目標の実現に向けた取組

1. 総合戦略の構成

基本目標1 魅力ある安定したしごとを創出する	
基本的方向	産業振興と雇用創出 1-1 農林水産業振興 1-2 地域産業の強化・雇用機会の創出
基本目標2 新しいひとの流れをつくる	
基本的方向	移住促進と観光振興 2-1 移住促進 2-2 観光振興
基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	
基本的方向	安心して結婚・出産・子育てできる環境づくり 3-1 結婚支援 3-2 出産の支援 3-3 子育ての支援
基本目標4 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する	
基本的方向	安心・安全・自分らしく元気にくらせるまちづくり 4-1 地域で支えあう協働のまちづくり 4-2 南海トラフ地震に負けないまちづくり

2. 基本目標の個別取組

基本目標1 魅力ある安定したしごとを創出する

【1-1 農林水産業振興】

(1) KPI (重要業績評価指標)

項目	現状値(R5実績)	R8目標値	R11目標値
新規就農者数（累計）	0	1	3
新規漁業就業者数（累計）	0	1	3
新規林業就業者数（累計）	0	2	5
道の駅売上金額（単年度）	232,156千円	280,000千円	325,000千円

(2) 現状と課題

本町の農業は、豊かな自然環境を活かし、生見地区の丘陵地では、ポンカンを中心とした柑橘類の栽培が盛んに行われ、野根川流域の肥沃な土地では、約126haの水田で水稻の栽培が行われています。こうした中、小規模農家が多いという構造的課題があり、生産効率の向上が求められています。その結果、耕作放棄地の増加や担い手不足といった深刻な問題が浮上しており、高付加価値な農産物の生産を推進するためにも、農地の集約化や革新的な生産方法の導入が急務となっています。

水産業では、海洋環境の変化や水産資源の減少に加え、燃料費の高騰や持続可能な資源管理といった複雑な課題に直面しています。さらに、高齢化に伴う後継者不足も深刻化しており、これらの課題に対する包括的な対策が求められています。

林業において土佐備長炭は、その品質の高さで全国的に知られ、県内生産量の約40%を支える重要な産業となっており生産組合を中心に、新規参入者や若者の就業促進につながっています。

(3) 施策方針

人口減少や高齢化による担い手不足を解消するため、新規就業に関する支援の強化を図ります。また、各産業の生産性の向上を促進する取り組みを推進します。

(4) 具体的な施策

① 農林水産業の新規就業希望者支援制度の充実

- 農林水産業への新規就業を目指す人に対し、受け入れ体制の整備や設備投資に関する負担軽減の支援を行うことで、担い手の確保を推進します。

【具体的な事業】

- 就農準備資金・経営開始資金事業
- 第1次産業就業体験への支援事業
- 漁業就業支援事業
- 特用林産業新規就業者支援事業 等

② 既存産業の維持・発展に向けた取組への支援

- 各産業において、より効率的な生産活動を実現するために必要な設備投資への支援や、生産活動の障害となっている課題の解決に向けた取り組みを推進します。

【具体的な事業】

- がんばる農業支援事業費補助金事業
- 中山間地域直接支払交付金事業
- 多面的機能直接支払交付金事業
- 環境保全型農業直接支払交付金事業
- 有害鳥獣等被害防止・遊休農地等有効活用事業
- がんばる漁業支援事業費補助金事業 等

③ 道の駅を拠点とした地域内農林水産物の消費拡大

- 道の駅東洋町を拠点として、地域内の農林水産物の消費拡大を推進するため、生産者との連携を強化し、季節ごとのイベント開催やSNSを活用したプロモーション、地場産品の加工・商品開発、ふるさと納税やオンラインショップを活用した販路拡大に取り組みます。

【具体的な事業】

- 道の駅東洋町事業 等

【1-2 地域産業の強化・雇用機会の創出】

(1) KPI（重要業績評価指標）

項目	現状値（R5実績）	R8目標値	R11目標値
特定地域づくり事業協同組合派遣職員採用数（累計）	8人	10人	15人
新規創業数（累計）	2人	5人	8人

(2) 現状と課題

本町では人口減少が深刻化しており、特に若年層の流出が続いている。これにより、地域の労働力が不足し、商工業などの地域産業の持続可能性にも影響を及ぼしています。こうした人口流出に歯止めをかけるためには、地域産業や関連企業における雇用創出への支援、起業を志す人々への支援に加え、町内で安定した雇用環境と一定の給与水準を確保するための仕組みづくりが不可欠です。

(3) 施策方針

地域産業の担い手確保のため、特定地域づくり事業協同組合制度を積極的に活用します。また、移住者や新規参入者が町内で起業しやすい環境を整え、地域内での創業促進に取り組みます。

(4) 具体的な施策

① 雇用機会の創出

- ・特定地域づくり事業協同組合制度の活用による地域産業の担い手確保・育成を推進します。

【具体的な事業】

- ・特定地域づくり事業協同組合事業 等

② 地域内での創業促進

- ・移住者や新規参入者の町内での創業に向けた支援に取り組みます。

【具体的な事業】

- ・起業支援事業費補助金事業
- ・企業誘致事業 等

基本目標2 新しいひとの流れをつくる

【2-1 移住促進】

(1) KPI (重要業績評価指標)

項目	現状値 (R5実績)	R8目標値	R11目標値
移住者数 (単年度)	47人	53人	80人
移住者用住宅整備件数 (累計)	8件	12件	15件

(2) 現状と課題

本町への移住者数は、令和元年の21人から令和5年には47人へと増加傾向にあります。しかし、移住希望者を受け入れる住宅の確保や、移住者が安定して働く雇用環境の整備が課題となっています。さらに、移住につなげるための関係人口の創出や、サーファーなどをターゲットとした二地域居住の推進も求められています。

(3) 施策方針

移住希望者が移住先を選ぶ際に重要な「住居・仕事・暮らし（コミュニティ）」の整備を進めるとともに、オンライン・オフライン双方で移住希望者との接点づくりに取り組みます。また、本町での暮らしを具体的にイメージできる情報発信を強化し、移住者を地域ぐるみで受け入れる支援的な風土を醸成します。

(4) 具体的な施策

① 移住支援制度の充実と受け入れ環境整備

- ・国の「地方創生移住支援金」を活用するとともに、移住にかかる交通費や引っ越し費用の補助メニューを充実させ、移住者の経済的負担軽減に取り組みます。

また、地域特性を生かした「サーフィン留学」や「山村留学制度」を推進し、多様なニーズに対応した移住促進策を展開します。

- ・国や県の財政支援制度を活用し、町内の空き家を改修した移住者向け住宅の整備や、空き家バンクの効果的な運用に取り組みます。
- ・東洋町バツグン協同組合（特定地域づくり事業協同組合制度に基づき組織）を通じ、移住者に安定した雇用環境を提供するとともに、農林水産業や商工業など地域産業の担い手を確保します。
- ・地域おこし協力隊制度を活用し、観光・農業分野等での協力隊雇用を進め、定住・就業につながる取り組みを推進します。
- ・先輩移住者や移住サポーターによる相談対応や日常生活のサポートを充実させ、地域全体で移住者を受け入れる支援体制の強化と風土の醸成に取り組みます。

【具体的な事業】

- ・移住支援金制度
- ・東洋町空き家活用事業（中間管理住宅・空き家改修事業補助金・空き家バンク）
- ・東洋町特定地域づくり事業バツグン協同組合への支援
- ・地域おこし協力隊の雇用
- ・移住サポーターの活用
- ・山村留学、サーフィン留学制度
- ・ワーキングホリデー制度 等

② 移住希望者との接点創出

- ・首都圏などで開催される移住相談会への参加やオンラインでの個別相談を実施し、移住希望者との接点を広げます。
- ・民間企業が展開する移住スカウト・マッチングサービスを活用し、本町を認知していない移住希望者にも積極的にアプローチします。
- ・移住希望者が実際に地域を訪れ、暮らしや雰囲気を直接体験できる移住体験ツアーやイベントを開催します。
- ・先輩移住者のエピソードを掲載したウェブサイトやパンフレットを作成し、移住前後の生活イメージを提供します。また、「よくある質問」などの情報を掲載し、移住希望者の疑問や不安を解消します。

【具体的な事業】

- ・移住関連イベント（首都圏など）への出展
- ・オンライン移住相談の実施
- ・移住スカウトサービスの活用
- ・移住体験ツアー・イベントの開催
- ・移住パンフレット・ウェブサイトの作成・運用 等

③ 情報発信の強化

- ・ウェブサイトやSNSを活用し、本町の美しい風景や暮らしの様子、イベント情報などを積極的に発信します。また、新聞、雑誌、ラジオ、テレビなどの各種メディアへの露出機会を増やし、幅広い層に向けて本町の魅力を発信し、認知拡大を図ります。

【具体的な事業】

- ・町公式ウェブサイトおよびSNS活用事業
- ・PR事業（研究中）等

【2-2 観光振興】

（1）KPI（重要業績評価指標）

項目	現状値（R5実績）	R8目標値	R11目標値
観光入込客数（単年度）	271,294人	285,000人	300,000人
サーフィン等利用客数（単年度）	78,180人	80,000人	83,000人

（2）現状と課題

本町の観光入込客数は令和元年の約25.8万人から令和5年には約27.1万人に増加しましたが、観光を核としたさらなる交流人口の拡大を図るため、生見海岸や白浜海水浴場、野根川などの本町の豊かな自然環境を活用した新たな観光コンテンツの創出・磨き上げや、これまでの夏一極集中の観光から通年型観光へのシフトが課題となっています。また、観光客が快適かつ安全に滞在できる環境整備や観光地としての本町の魅力を広く発信するためのプロモーション強化が求められています。

（3）施策方針

本町の地域資源を活かした観光コンテンツの充実を図るため、「①つくる・磨く→②知ってもらう→③来てもらう→④リピーターになってもらう」という一連の取り組みを強化します。

新たな観光資源の開発や既存資源の魅力向上を進めるとともに、SNSや各種メディアを活用した情報発信を強化し、認知度の向上を図ります。また、観光客が快適に滞在できる環境整備を進め、満足度を高めることでリピーターの獲得につなげます。このような取り組みを推進することで、本町の誘客力を高め、交流人口の拡大と地域経済の活性化を目指します。

（4）具体的な施策

① 豊かな自然環境を活かした観光コンテンツ創出と受け入れ体制整備

- ・本町の豊かな自然環境を最大限に活かし、観光コンテンツの創出と受け入れ体制の整備を進めます。

- ・生見海岸では、日本有数のサーフスポットとしての利点を生かし、公益社団法人日本サーフィン連盟や高知県・徳島県サーフィン連盟と連携しながら、大会の誘致やサーフィンを含むマリンアクティビティの振興を推進します。また、町営駐車場や公衆トイレ、シャワー室などの施設を適切に維持管理し、利用者が快適に過ごせる環境を整備します。
- ・白浜海水浴場の活性化に向けて、道の駅東洋町を核とした誘客促進に取り組むとともに、海上アスレチック事業の充実やビーチを活用したスポーツ大会の誘致を進めます。また、近年のアウトドア人気の高まりを受け、キャンプ場の利用者数が増加していることから、グランピング施設の整備や東洋町自然休養村管理センターの利活用促進に取り組み、さらなる交流人口の拡大を図ります。
- ・野根川エリアでは、桜並木や夏の鮎釣りの魅力をPRし、「さくらまつり」や「鮎まつり」などのイベントを企画・開催することで、来訪者の増加と認知度の向上を目指します。また、天然遡上鮎の生育環境の保全や桜並木の植え替えを検討し、貴重な自然環境を次世代に引き継ぐ取り組みを推進します。令和3年にオープンした野根川オートキャンプ場は、川遊びや星空観察が楽しめるスポットとして人気を集めています。今後も本町の川の観光拠点として、さらなる集客力向上と活用強化に努めます。

【具体的な事業】

- ・サーフィン大会の誘致
- ・生見駐車場整備事業
- ・海上アスレチック事業
- ・白浜キャンプ場グランピング整備事業
- ・野根川オートキャンプ場事業
- ・さくら祭り、鮎まつり実施事業 等

② 観光施設を拠点とした周遊促進と広域観光連携

- ・本町の観光施設を拠点として、町内の観光資源を効果的に活用し、観光客の滞在時間の延長や消費拡大を図るとともに、周辺地域との連携を強化し広域観光を促進します。
- ・道の駅東洋町や（一社）東洋町観光振興協会を拠点とした周遊促進
道の駅東洋町や（一社）東洋町観光振興協会を拠点として観光案内機能を強化し、町内のアクティビティ、飲食店、宿泊施設への周遊を促進します。特に、訪日外国人観光客向けの対応として、翻訳アプリやタブレットPCを活用した多言語対応の強化を図り、利便性の向上に努めます。
- ・広域観光連携による誘客促進
(一社)高知県東部観光協議会(DMO)、四国南東部広域観光連携協議会(徳島県・高知県14市町村)、南四国アイランド活性化協議会などと連携し、広域的な観光振興を進めます。これにより、地域を超えた観光ルートの開発や、広域プロモーションの強化を図ります。また、阿佐海岸鉄道のDMV(デュアル・

モード・ビーカル）の利活用を推進します。

・友好提携都市・観光協定都市との交流

大阪府守口市（友好提携都市）、滋賀県湖南市・高知県室戸市（観光協定都市）と連携し、それぞれの地域とイベントや物産展を通じた観光交流を促進します。観光資源のPRや特産品の販売により互いの地域の魅力を広く発信し、相互の観光誘客につなげます。

【具体的な事業】

- ・（一社）東洋町観光振興協会事業
- ・道の駅東洋町事業
- ・広域観光連携事業
- ・南四国アイランド活性化協議会事業
- ・友好提携都市・観光協定都市との交流事業 等

③ 観光プロモーションの強化

・観光客の誘致を効果的に進めるため、デジタル技術を活用したデータ分析に基づき、ターゲットを明確化した情報発信を強化します。国内外の観光客に向けて、SNSや各種メディアなど多様なツールを駆使し、本町の魅力を発信するとともに、訪日外国人旅行者向けの情報提供体制を充実させます。

・デジタル技術を活用した戦略的な情報発信

観光客のニーズや動向をデータ分析し、ターゲットに応じた情報発信を展開します。SNSやウェブ広告、観光系メディアなど、多様な手段を活用し、魅力的なコンテンツを発信することで、観光誘客の強化を図ります。

・インバウンド向け情報発信の充実

訪日外国人旅行者向けに、観光パンフレットの作成やホームページの多言語化を推進し、より多くの旅行者が本町の観光情報にアクセスできる環境を整備します。また、外国人向け観光情報サイトへの情報提供を行い、海外からの誘客促進に努めます。

基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

【3-1 結婚支援】

（1）KPI（重要業績評価指標）

項目	現状値（R5実績）	R8目標値	R11目標値
婚姻件数（単年度）	2件	7件	7件

（2）現状と課題

本町の婚姻件数は年々減少しており、令和3年は7組、令和4年は5組、令和5年には3組と推移しています。この減少の主な要因として、若年人口の少なさや、特に20～30歳の女性が少なく男女構成が不均衡であることが挙げられます。さらに、

若年人口の減少により、日常生活の中で同世代と交流する機会が少ないことも課題となっています。

こうした状況を改善するためには、より広範囲で若者が交流できる場の提供が求められます。また、結婚相談所や婚活アプリなどを活用し、出会いの機会を創出する支援策の充実が必要です。加えて、結婚に伴う引越しや住宅取得など、経済的な負担を軽減する支援策も重要となります。

（3）施策方針

若い世代の結婚に対する希望を叶えるとともに、結婚から子育てまで一貫した切れ目のない支援を行うことで、人口の維持・確保につなげていきます。出会いの機会を創出する施策の充実や、結婚に伴う経済的負担の軽減、さらには安心して子育てができる環境の整備を進め、結婚・出産・子育ての希望を実現できるまちを目指します。

（4）具体的な施策

① 出会いの機会創出

- ・近年、多様化する出会いの機会に対応し、若い世代が前向きに結婚を考えられるよう、結婚相談所やマッチングアプリの入会金・登録料などの経費の一部を支援します。
- ・町内外の団体が主催する婚活イベント（本町の住民が参加するものに限る）の開催費用の一部を助成し、地域間の交流を促進するとともに、地域コミュニティの活性化を図ります。これにより、出会いのきっかけとなる集いの場を創出し、結婚を希望する人々の支援を行います。

【具体的な事業】

- ・東洋町ハートコネクト支援事業（婚活支援） 等

② 結婚支援の推進

- ・新たに婚姻した世帯に対し、住居の取得費、家賃、住宅のリフォーム費用、および引越し費用の一部を補助することで、結婚による新生活に伴う経済的負担を軽減し、若い世代が希望する年齢で結婚できるよう、経済的な支援を通じて安心して新生活をスタートできる環境づくりに取り組みます。

【具体的な事業】

- ・東洋町結婚新生活支援事業 等

【3-2 出産の支援】

(1) KPI (重要業績評価指標)

項目	現状値 (R5実績)	R8目標値	R11目標値
出生数 (単年度)	5人	7人	10人

(2) 現状と課題

本町は地理的条件により、県内の産科医療機関まで約150km、徳島県の産科まで約130kmと、通院アクセスが悪い状況にあります。そのため、妊婦健診や出産時の移動負担が大きく、心理的・身体的・経済的な負担が課題となっています。また、核家族や共働き世帯の増加に加え、ひとり親家庭や祖父母などの育児協力者がいない家庭、養育が困難な家庭など、家庭環境は多様化しています。こうした状況の中で、妊産婦や子育て世帯、そして子どもが安心して暮らせる環境を整え、誰一人取り残されることのない地域づくりが求められています。

(3) 施策方針

母子保健部門と児童福祉部門を一体化する「こども家庭センター」などを中心に、関係機関との連携を強化し、子ども一人ひとりとその保護者を支援することで、安心して妊娠・出産・子育てができるまちを目指します。また、子どもの健やかな成長・発達を見守るために、健診や発達支援、相談体制をさらに充実させ、妊娠・出産・子育てを包括的に支援します。加えて、「このまちで子どもを生み育てたい」と感じてもらえるよう、移住促進や男女共同参画社会の推進と連携しながら、子育て支援の充実を図ります。

さらに、保育園や学校などの教育機関と連携し、発達支援と特別支援教育の連続性を確保するとともに、子どもの発達段階に応じた相談対応の充実を図り、すべての子どもが持てる力を最大限に発揮できる環境を整備します。

(4) 具体的な施策

① 母子保健・相談の充実

- ・妊娠期から子育て期までのすべての子どもの健康、発達、育児に関する相談体制を強化し、ワンストップで切れ目のない支援を提供します。
- ・産後の母親が心身ともに健やかに過ごせるよう、様々な機会を活用した育児相談を実施するなど、産後ケアの充実に努めます。
- ・子育てにかかる経済的負担を軽減するため、出産・育児に必要な費用の助成や、保育料・医療費などを支援します。

【具体的な事業】

- ・妊婦一般健康診査助成事業
- ・妊婦歯科健診
- ・母子手帳アプリ（研究中）
- ・不妊治療費等助成事業

- ・妊婦応援事業 等

② 乳幼児等健康診査・相談の充実

- ・本町では、乳幼児健診で継続的な支援が必要と判断される割合が約3割となります。しかし、小児神経専門医や療育機関が遠方にあり、最も近い施設がある田野町までは片道50km以上と、子どもや保護者にとって大きな負担となっています。この課題を解決するため、専門機関と連携し、地域内での支援体制の充実を図ります。

【具体的な事業】

- ・産婦健康診査
- ・乳児全戸訪問事業
- ・産後ケア事業
- ・新生児聴覚検査事業
- ・妊婦のための支援給付
- ・乳児一般健康診査助成事業
- ・乳幼児健診
- ・発達相談事業 等

【3-3 子育ての支援】

(1) KPI (重要業績評価指標)

項目	現状値 (R5実績)	R8目標値	R11目標値
本町で子育てをしたいと思う親の割合 (単年度)	100%	100%	100%

(2) 現状と課題

近年、少子化や核家族化が進行し、子育て世帯を取り巻く環境が大きく変化する中で、児童虐待の増加など深刻な問題も顕在化しています。このような状況に対応するためには、従来の支援体制を見直し、より包括的なサポート体制を構築することが求められています。

本町の子育て世帯は、共働き世帯が大半を占めているのが現状です。保育園における病後児保育の確保や体調不良時の対応、さらに小学校では放課後や長期休みの子どもの居場所づくりが課題となっています。

姉妹都市である大阪府守口市との交流事業として、小学生が夏休み期間に海水浴や川遊び、海釣り、BBQなどを体験しながら交流する機会を提供しています。しかし、現在は交流の頻度が限られており、より継続的な関係を築くための取り組みが必要です。

(3) 施策方針

共働き世帯では、子どもの病気によって仕事を何日も休まざるを得ない状況が発

生することがあります。そのため、本町の保育園では、病後児保育や体調不良時の対応が可能な施設を目指し、安心して預けられる環境を整備します。また、子どもの発達や行動、関わり方について、専門の相談員と相談できる機会を提供し、保護者が安心して育児を行えるよう支援を強化します。さらに、放課後や長期休みの子どもたちが安全・安心に過ごせる居場所づくりを推進し、地域全体で子どもの成長を支える環境を整えます。

姉妹都市交流事業は、本町の児童が異なる生活圏で暮らす児童や大学生と交流し、コミュニケーション能力を身につけることを目的としています。より充実した交流の機会を提供し、多様な価値観に触れながら成長できる環境づくりに取り組みます。

(4) 具体的な施策

① 保育サービスの充実

- ・保育園に通っている子どもの病気が回復期にあり、保護者が就労など家庭での保育が困難な場合に、子どもを預けることができる保育サービスの提供を目指します。
- ・専門職が各機関と連携を図りながら一体的に相談支援を行うことで、すべての妊産婦・子育て世帯・子どもに寄り添ったきめ細やかな支援を提供します。

【具体的な事業】

- ・病後児保育、体調不良時対応

② 課外活動・子ども預かりの充実

- ・子どもたちが放課後や長期休みに多様な体験・活動ができるよう、地域住民の協力を得て、すべての児童を対象に学習支援や体験活動、交流活動を実施し、子育て支援体制の充実を図ります。
- ・姉妹都市との遠隔授業を実施し、お互いの地域や学習の取り組み方を紹介し合う機会を設けます。体験学習とは異なる形での交流を促進し、交流頻度の向上を目指します。

【具体的な事業】

- ・子育て相談事業
- ・放課後子ども教室事業
- ・子ども預かり事業
- ・姉妹都市等との遠隔授業
- ・姉妹都市・近隣市町村との交流事業 等

基本目標4 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、 地域と地域を連携する

【4-1 地域で支えあう協働のまちづくり】

(1) KPI (重要業績評価指標)

項目	現状値 (R5実績)	R8 目標値	R11 目標値
特定健診受診率（単年度）	42.1%	60%	60%
要介護認定率（単年度）	21.8%	21.0%	21.0%

(2) 現状と課題

本町の高齢化率は、令和6年12月末時点では54.9%に達しており、全国平均（29.3%）や高知県平均（36.7%）と比較しても、際立った少子高齢社会となっています。

令和5年度の本町の特定健診受診率は42.1%であり、高知県の37.7%をわずかに上回るもの、国の目標値には依然として届いていません。また、特定健診の結果から、生活習慣病の治療を受けている人の割合は高知県平均よりも多く、国民健康保険の被保険者1人当たりの医療費は482,652円と、県内でも上位に位置しています。さらに、介護受給率も全国平均・高知県平均を上回り、介護認定率も高い状況です。介護保険料の基準額（月額）は7,400円となっており、このことからも、本町では若年期からの健康維持と社会保障費の抑制に向けた取り組みの強化が求められています。

また、人口減少に伴い、高齢世帯や一人暮らし世帯の増加、認知症高齢者の増加、障害者の高齢化、さらには子どもの発達相談のニーズ増加など、地域生活の課題はますます複雑化しています。加えて、医療・福祉分野の人材不足や、ボランティア・お世話役の高齢化に伴う担い手不足も深刻な課題となっています。

これらの課題を改善・解決するためには、世代を問わず地域全体で支え合う取り組みの推進や、人材確保、安定したサービス提供が急務です。加えて、孤独・孤立・経済的困窮に陥るリスクの高まりが懸念される中、地域社会のつながりを強化し、支え合いを基盤とした包摂的な社会の構築が求められています。

(3) 施策方針

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの推進と、誰一人取りこぼさない重層的な取り組みで住民が世代や分野を超えてつながり、活躍できる地域共生社会の実現を目指します。さらに、住民の生きがいづくりや多様な社会参加を促進するため、地域主体の健康づくりや介護予防活動を推進し、健康寿命の延伸に取り組みます。

地域の拠点施設（集会所、公民館、文化会館、地域福祉センター、道の駅、小さ

な集いの場等）の活用、社会教育活動、ボランティア活動など多様な地域活動の推進により、住民同士がつながり、気にかけ合い、見守り、助け合う人間関係豊かなまちづくりを進めます。

（4）具体的な施策

① 協働のまちづくり

- ・身近な相談窓口を周知するとともに、分野を超えた「つながり」を意識した行政のしくみづくりを進めます。
- ・第3期地域福祉計画に基づき、属性を問わない相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に実施し、重層的な支援体制を構築していきます。
- ・役場、地域包括支援センター、相談支援事業所、子ども家庭センター、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、医療・介護・福祉関係機関等、多機関・多職種が協働で包括的な相談支援を展開し、地域と密な連携ネットワークの構築を促進します。
- ・まちづくりにおいて、住民と行政が共に本町の現状と課題を共有し、考え方を取り組む体制づくりを推進します。人とのつながり、一人ひとりの住民そのものが貴重な社会資源です。普段しているあいさつ、声掛け、見守りなど「お互いさま」の気持ちで住民同士ができるちょっとした支え合いの大切さについて理解・意識を高めていきます。
- ・地域と学校が連携し、地域ぐるみで子ども達の成長を育むと同時に元気な地域づくりを進めます。

【具体的な事業】

- ・重層的支援体制整備事業（移行準備）
- ・東洋町ネットワーク連絡会
- ・東洋町高齢者福祉関係者連絡会、ケアマネ連絡会
- ・地域ケア会議
- ・東洋町地域自立支援協議会
- ・民生委員児童委員協議会定例会
- ・地域学校協働本部
- ・啓発活動（広報、ホームページ等） 等

② 地域での生活支援の充実

- ・地域包括ケアシステムの構築に向けて医療・福祉サービス等の機能の確保・充実に努めます。
- ・経験と能力発揮の機会が減少しつつある元気な高齢者も地域の担い手となり、関係者と連携して住民の生活を支える仕組みづくりを進めます。
- ・地域の実情に応じ、誰もが利用しやすい町内交通体系の構築と公共交通の促進に取り組み、自立した外出活動の維持・拡充、閉じこもり予防、免許返納後の支援を行います。

【具体的な事業】

- ・在宅介護手当事業
- ・緊急通報装置設置事業
- ・東洋町福祉サービス総合事業
- ・東洋町高齢者見守り事業
- ・高齢者住宅事業
- ・生活支援ボランティア（研究中）
- ・福祉バス事業
- ・介護タクシー助成券支給事業
- ・移動手段の確保（研究中） 等

③ 健康づくりと介護予防の推進

- ・子どもから高齢者まで、すべての人が安心して健康に暮らせるために保健・医療・福祉の充実に努め、心の通い合うまちづくり、健康教育、健康増進・介護予防活動を推進します。
- ・地域ケア会議の社会資源ニーズや住民からの自主的な声を取り上げ、一人一人の自立支援・介護予防・重症化防止につなげ、健康寿命の延伸に向けた住民全体の意識醸成と行動変容、自主的なセルフマネジメント（自己管理）を高め、在宅生活の限界点引き上げを目指します。また、住民に向け ACP（人生会議）の普及啓発に取り組んでいきます。
- ・各種健診事業を推進すると共に、学校や地域において、スポーツ活動を通じての健康増進、運動習慣の定着を図り、交流促進や地域活性化を目指します。
- ・行政サービスの利用・申請のデジタル化を推進し、住民がより便利に利用できる環境を整えます。また、行政運営の効率化を図ることで職員の負担を軽減し、サービスの質の向上につなげます。これにより、自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進します。

【具体的な事業】

- ・集団健康指導（特定健康診査、健康診査、がん検診、健康相談）
- ・集団保健指導（結果説明会、栄養・運動・歯科指導、健康測定、体力測定会）
- ・国保ヘルスアップ事業（体操教室インスタライブ同時開催、特定健診未受診者対策、要医療判定者への受療勧奨、糖尿病性腎症重症化予防オンライン保健指導、重複頻回受診・重複禁忌服薬者対策）
- ・高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業
- ・一般介護予防事業（百歳体操教室、オンライン介護予防教室等）
- ・総合相談支援（各事業へのつなぎやセルフケア指導等）
- ・在宅医療・介護連携（ACP普及啓発）
- ・体育会活動（各種スポーツの大会開催）
- ・健診申し込みデジタル化、オンライン診療（研究中） 等

④ 地域で支えあう活動の推進

- ・高齢者から若者までの幅広い住民が主体となって、地域課題やニーズに応じて、生活、福祉、産業、防災といった様々な活動に総合的に取り組む拠点として「集落活動センター」の活動の充実を図ります。
- ・地区ごとの伝統行事や文化の継承、コミュニティ活動の振興を図り、住民とともに集いの場づくりや地域資源を活用した取り組みを実施し、住民の活力向上、集落の維持・活性化につなげていきます。
- ・生活支援体制整備事業の活動により、新たな資源の掘り起こしを進め、多様な日常生活の支え合い活動の推進、住民の社会参加の促進を図ります。
- ・小規模で多機能な高知型福祉の支援拠点として「あったかふれあいセンター」の機能強化、利用者間や住民間の互助の力を高めていきます。
- ・住み慣れた地域で生きがいを持って暮らし続け、地域を支える一員として元気に活躍できる社会を目指し、ボランティアセンターの稼働に取り組み、住民活動・ボランティア活動の活性化・継続支援をしていきます。
- ・住民、地域密着型施設、民生委員・児童委員活動や民間事業者等と連携した地域の見守り活動、支え合い活動の充実に取り組みます。

【具体的な事業】

- ・集落活動センター事業
- ・小さな集落活性化事業
- ・生活支援体制整備事業
- ・あったかふれあいセンター事業
- ・障害者グループ拠点事業
- ・ボランティアセンター事業（研究中）
- ・東洋町見守り協定事業 等

【4-2 南海トラフ地震に負けないまちづくり】

(1) KPI（重要業績評価指標）

項目	現状値 (R5実績)	R8目標値	R11目標値
木造住宅耐震化件数（单年度）	14件	20件	20件
津波避難路整備率（累計）	77%	90%	100%
避難訓練等住民参加人数（单年度）	210人	230人	250人

(2) 現状と課題

本町の地理的特色として、沿岸部に集落が点在しており、背に山を抱える地形となっているため、とりわけ津波被害に迅速に対応しなければなりません。地震発生後の津波到達時間は最短で3～5分であり、揺れが収まった直後、すぐに避難行動に移す必要があります。このような状況下で迅速な避難の障壁となっているものが、「耐震性がない木造住宅」、「老朽化した空き家」、「津波避難路の整備」です。

また、町内の主要幹線道路及び隣接市町村との幹線道路が沿岸部を通過しており、地震・津波の影響を受けやすく、中核都市からの距離も遠いため、町の備蓄倉庫から各避難場所までの物資輸送や外部からの復興支援の到達までに時間を要することが懸念されます。

(3) 施策方針

全ての住民が「揺れが収まるまで身の安全を確保」し、その後速やかに「高台へ避難」できるよう、前述の障壁を取り除く取り組みを進めていきます。特に、木造住宅や空き家については、個人の資産であることから、住民自身が主体的に対策に取り組めるよう、防災意識の向上にも努めていきます。

また、発災後に迅速に復興へ着手できるよう、大規模災害発生時の復興目標や実施方針をあらかじめ計画に定め、必要となるハード対策を事前に実施する「事前復興まちづくり」が重要となります。

(4) 具体的な施策

① 揺れが収まるまで身の安全の確保

- ・昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅の多くは、現在の耐震基準を満たしておらず、南海トラフ地震の際には倒壊する可能性が非常に高いとされています。建物が倒壊すると、居住者の安全が脅かされるだけでなく、がれきなどにより避難路がふさがれ、避難行動に支障をきたす恐れもあります。そこで本町では、昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅を対象に、耐震診断、耐震改修設計、耐震改修を、診断の申し込みから改修までワンストップで実施できる仕組みを整えています。また、それぞれの段階において住民の負担を軽減するために、国・県・町が一体となって支援を行います。
- ・建物に耐震性能があり、倒壊を免れたとしても、家具の転倒により身動きが取れなくなったり負傷したりする危険があります。また、建物内の通路がふさがれてしまうと、迅速な避難が困難になります。そこで、昼間の生活の中心となる台所や居間、就寝時の寝室にある大型家具などに対し、転倒防止対策を講じるため器具購入費及び取り付け費補助や窓ガラスの飛散による負傷を防ぐため、飛散防止フィルムの購入費及び取り付け費補助も行っています。本事業は木造住宅耐震改修助成事業に比べ知名度が低く、十分に活用が進んでいないことが課題となっています。そのため、住民への周知を徹底するとともに、高齢者などへの活用については防災士と連携を図り、積極的に利用してもらえるよう努めます。

【具体的な事業】

- ・木造住宅耐震診断事業
- ・木造住宅耐震改修設計費補助事業
- ・木造住宅耐震改修費補助事業
- ・家具転倒防止等対策事業

- ・防災士取得補助金
- ・空き家改修費補助事業 等

② 高台までの避難路の確保

- ・本町の沿岸部に存在する住宅地は海に近く、海拔も高くありませんが、大部分について山にも面しているという特徴があります。搖れが収まり身の安全を確保できた後は、高台への避難路を進むことになりますが、沿岸の平野部が狭いため、家同士が密接に建設されており、路地が狭く、建物倒壊があれば避難路が遮断される危険があります。安全な避難路を確保するために、町内に点在する空き家への対策が求められており、移住促進施策のアプローチとして行う、中間管理住宅としての空き家改修事業、空き家バンク制度での空き家改修費補助事業に併せて、老朽住宅除却事業により、空き家として活用の見込めない老朽化した空き家への除却に係る補助を行います。
- ・平成30年に発生した大阪府北部地震では、倒壊したコンクリートブロック塀の下敷きとなり、小学4年生の児童が犠牲となる痛ましい被害が発生しました。このような事故を防ぐため、本町では、ブロック塀の倒壊による避難路の被害防止に加え、住民の身の安全を確保するため、町内に存在するコンクリートブロック塀の除却や、鋼鉄フェンス等への改修を推進していきます。

【具体的な事業】

- ・老朽住宅除却事業
- ・コンクリートブロック塀耐震対策助成事業 等

③ 津波避難路の整備

- ・本町の津波避難において最も重要なのは、高台への迅速な避難です。平野部では、津波避難タワーの整備率がすでに100%に達していますが想定見直しによって建替えや、増築等を検討していきます。現在計画されている山への避難路は57本あり、そのうち44本が整備済みで、整備率は約77%となっています。ほぼすべての居住区に避難路が整備されているものの、一部の地域では避難路が遠く、避難に時間がかかる可能性があります。1人でも多くの命を守るため、引き続き避難路の整備を推進していきます。

【具体的な事業】

- ・津波避難路整備工事
- ・東洋町みんなで備える防災対策補助事業 等

④ 地震に負けないまちづくりの推進

- ・事前のハード事業の実施

被災後の円滑な復興を実現するため、平時から必要なハード事業を進めています。本町のほとんどの平野部は津波浸水域にあり、被災後の集団生活の場

の確保が課題となっています。さらに、多くの公共施設が津波浸水域に立地しているため、被災後の避難や集団生活に対応できるよう、高台への移転を一体的に進める必要があります。

- ・事前復興まちづくりの推進

災害後の迅速な復興に向け、官民が一体となって取り組む「事前復興まちづくり計画」の策定を行っています。また、被災時に町民への情報伝達を確保するため、デジタル防災行政無線の整備や、携帯電話網を活用したスマートフォン向けアプリ「ライフビジョン」のさらなる利用促進にも取り組んでいきます。

- ・自助・共助・公助の強化

地震対策には自助・共助・公助の三つの要素が不可欠です。これまで述べてきた公助に加え、町民一人ひとりの自助、地域住民同士が支え合う共助の意識を高めることが重要です。町としては津波避難訓練の充実、防災講演会の開催、防災士の養成などを推進し、町民の防災意識の向上を図ります。

【具体的な事業】

- ・保育園高台移転事業
- ・室戸市消防署東洋出張所高台移転事業
- ・事前復興まちづくり計画策定事業
- ・ライフビジョン利用促進事業
- ・情報伝達手段の確保
- ・防災士取得補助金
- ・防災行政無線の整備 等